

国土交通省における新型コロナウイルス感染症への対応状況

2020年3月3日時点

鉄道関係	自動車関係
<ul style="list-style-type: none"> ●鉄道事業者に対して、職員や一般利用者への感染予防策(マスク着用、手洗い励行、消毒液の設置)の徹底、従業員等が感染した場合の速やかな報告を要請(1/30以降随時) ●鉄道事業者に対し、新幹線駅・主要な在来線駅の構内における消毒液の設置をはじめとした利用者の感染症対策を要請(2/12,14) ●鉄道事業者への要請により、利用者に対し、駅構内や車内におけるアナウンスを通じ、テレワークや時差出勤の呼びかけを実施(2/25) 	<ul style="list-style-type: none"> ●バス、トラック、タクシー等の運送事業者等に対し、感染予防策(マスク着用、手洗い励行)を徹底するよう要請(1/21, 27, 28, 30, 2/13) ●バス、タクシー等の運送事業者等に対し、チラシによる、利用者に対する感染症対策(手洗い、咳エチケット)の周知を協力要請(2/7) ●武漢からのツアー情報に基づき、運行したバス事業者に連絡して、運行したバス運転手等の健康状態を調査し、発症事例がないことを確認(2/12) ●バスの関係業界団体に対し、バスターミナル等における、アルコール消毒液の設置をはじめとした利用者に係る感染症対策を要請(2/13) ●バス、タクシー等の運送事業者に対し始業点呼時の体調確認や有症時の乗務中止・医療機関の受診を要請(2/15) ●厚労省等と調整し、マスク12,000枚をタクシー事業者団体に発送(2/21) ●バスの関係業界団体への要請により利用者に対し、バスターミナル等におけるアナウンスを通じ、テレワークや時差通勤の呼びかけを実施(2/25) ●自動車検査証の有効期間が令和2年2月28日から3月31日までの自動車について、全国一律に令和2年4月30日まで自動車検査証の有効期間を延長(2/28)

※国土交通省HP掲載の「国土交通省における新型コロナウイルス感染症への対応状況」(2020年3月3日時点)から抜粋